

# 特別児童扶養手当のしおり

## ◎これから手続きをされる方へ

### 特別扶養手当とは…

精神または身体に障害のある児童の福祉を増進するために支給される手当です。

### 1 手当を受けることができる方(受給資格者)

20歳未満で、障害等級表(障害の認定基準)に定める1級障害または2級障害があると認められた児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって養育している方です。また、外国人の方でも日本国内に住所がある場合は手当を受けることができます。

※障害程度の判定は、所定の診断書に基づき、行います。

### 2 手当の額 (令和2年4月から)

対象児童数1人につき 1級…月額52,500円

2級…月額34,970円

※手当は、原則として認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回(4月、8月、11月または12月)指定した金融機関の口座に支払われます。

### 3 手当を受ける手続き

この手当は、請求しない限り支給されませんので、手当を受けるには、市町村役場に認定請求書のほか、請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本、対象児童の診断書、などを添付する必要があります。

**※次のような場合は手当を受けることができません。**

- ① 手当を受けようとする方や対象となる児童が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③ 児童が児童福祉施設など(通園施設を除く)に入所しているとき

**※次のような場合は、手当の支給が停止されます。**

受給資格者、その配偶者または同居の扶養義務者(受給資格者の父母、祖父母、子、兄弟など)の方の前年の所得がそれぞれ下表の額以上であるときは、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の支給が停止されます。

扶養親族の数	本人	配偶者・扶養義務者
0	4,596,000円	6,287,000円
1	4,976,000円	6,536,000円
2	5,356,000円	6,749,000円
3	5,736,000円	6,962,000円
4人以上	1人380,000円 加算	1人213,000円 加算

※詳しくはお住まいの市町村担当課または県庁 障害福祉課までお気軽にお問い合わせください。